

事業 主体別	区 分	総 額		机 上	
		箇所数 (A)	金 額 (B)	箇所数 (C)	金 額 (D)
都道府県	被害報告	6,808	308,006,656		
	申請 (M)	6,808	233,768,226	1,480	9,862,420
	決定 (N)	6,802	226,001,849	1,478	9,501,070
	比率 (N/M)	99.9	96.7	99.9	96.3
市町村	被害報告	6,357	80,306,040		
	申請 (M)	6,357	65,996,419	2,573	8,637,931
	決定 (N)	6,350	63,956,764	2,571	8,450,672
	比率 (N/M)	99.9	96.9	99.9	97.8
計	被害報告	13,165	388,312,696		
	申請 (M)	13,165	299,764,645	4,053	18,500,351
	決定 (N)	13,152	289,958,613	4,049	17,951,742
	比率 (N/M)	99.9	96.7	99.9	97.0

- (注) 1、被害報告額は施行令第5条による報告額である。
 2、申請額及び決定額は、内未成額を控除した金額である(以下関係各表について)
 3、「実査」とは、査定の際、直接被害現場を調査して決定したものであり、「机上」
 4、上段()書きは、管理組合分で外書である。
 5、国による代行分を含む。

分 類 表

実 査		比 率			
箇 所 数 (E)	金 額 (F)	C/A	D/B	E/A	F/B
5,328	223,905,806	21.7	4.2	78.3	95.8
5,324	216,500,779	21.7	4.2	78.3	95.8
99.9	96.7				
3,784	57,358,488	40.5	13.1	59.5	86.9
3,779	55,506,092	40.5	13.2	59.5	86.8
99.9	96.8				
9,112	281,264,294	30.8	6.2	69.2	93.8
9,103	272,006,871	30.8	6.2	69.2	93.8
99.9	96.7				

て同じ)。なお、決定額は、国庫負担率算定の基礎となったものである。
 とは、机上で資料により決定したものである。